

# しごと じゅうきょ せいかつ 仕事と住居がなく生活にこまっているみなさんへ

## ねんまつねんしたいさく ねんかん しさく りょう 一年末年始対策や年間の施策を利用しよう

2009/12～2010/1 第35回越冬実行委員会生活健康班／笹島診療所

もくよう ば か きんようび じむしょ そうだん きさしましりょうじょ  
木曜のたきだしの場や、火・金曜日に事務所で相談をうけている笹島診療所です。

わたしたちは、えつとうじつこういいんかい せいかつけんこうはん  
私たちは、越冬実行委員会の生活健康班をたんとうしています。

30年まえのふきようのとき、みんなで「おれたちもにんげん」とたちあがり、なごやしに  
ねんまつねんしたいさく せいこう  
一年末年始対策をさせることに成功しました。この冬もみんなでいきぬきましょう。

ねんまつねんし りんじそうだんじょ  
一年末年始の臨時相談所が、12月29日(月)と30日(火)にあります

@ばしよ：なかむらくやくしよ  
@ばしよ：中村区役所ロビー

@じかん：8時半～ごご2時（時間げんしゅ）。私たちにも声をかけてください。

@できること：

- ①せいかつほご ろうじん にゆうしよ ②びょういん でのしんさつやにゆういん  
①生活保護しせつや老人ホームなどへの入所。 ②病院でのしんさつや入院。
- ③こきようかえ りひしきゆう ④むりょうしゆくはくしよ ふなみりょう にゆうしよ  
③こきようへ帰るための旅費支給。 ④無料宿泊所（船見寮）への入所。

むりょうしゆくはくしよ きゆうふなみりょう あさ  
無料宿泊所（旧船見寮）は、12月29日(月)～1月7日(水)朝まで

よていじんいん ちゅうい  
予定人員 450人。（注意）うけつけは、12月29日(月)と30日(火)のみ。

@ねんまつねんし しりよく (2.5万円以下)泊まるところがない人のうち、しゅうろう いし  
@一年末年始に資力がなく(2.5万円以下)泊まるところがない人のうち、就労の意思と

のうりよく ひと しょく にちようひん したぎ ふる  
能力がある人がはれます。3食と日用品セットや下着もでます。風呂もあり。

@りんじそうだんじょ しゆくはくしよ むりょう  
@臨時相談所から無料宿泊所へは、無料のバスがでます。

@びょういん せいじんびょう けつかく むりょうけんしん  
@病院にもいけます。 @1月4日、成人病や結核の無料健診もぜひうけよう。

@しよくいん しんねん せいかつ ほご じりつしえんしさく  
@職員による聞き取り・相談があります。新年からの生活保護や自立支援施策  
を希望して、かならずしんねんからのせいかつばしよ かくほ そうだん  
を希望して、かならず新年からの生活場所を確保するための相談をしよう。

@1月2日のごご1時ごろ、えつとうじつこういいんかい いるい めんかい  
@1月2日のごご1時ごろ、越冬実行委員会が衣類などのさしいれをもって面会  
にいけますので、外にでてきてください。相談もうけます。

# むりょうしゅくはくじょ あと せいかつばしよ かくほ 無料宿泊所をでた後の生活場所を確保しよう

## 1. 無料宿泊所にいる間の相談

生活保護をうけて生活場所をかくほしたい人、自立支援施策を希望して生活場所を確保したい人は、無料宿泊所にいる間にならざる職員にそのようにいってください。

## 2. 生活保護申請などをする場合

1月4日(月)から各地の福祉事務所で生活保護申請やいろいろな相談ができます。

(1) 臨時相談所に行く前の生活場所の福祉事務所まで、交通機関の切符がでます。

名古屋で仕事と生活をしたいと考えている人は、名古屋市内で相談できます。

(2) 事前に福祉事務所に連絡をしてもらってから、その福祉事務所に行きましょう。

(3) もし福祉事務所がきちんと対応しない場合は、次のところに電話をしてください。

@名古屋市内の福祉事務所の場合：052-972-2555 名古屋市保護課

@愛知県内(名古屋市以外)の福祉事務所：052-954-6263 愛知県生活保護グループ

@愛知県外の福祉事務所の場合：052-972-2555 名古屋市保護課

(4) それでもうまくいかない場合の相談窓口：東海生活保護利用支援ネットワーク

平日火曜日と木曜日の1時～4時：052-911-9290

## 生活保護はみんなの権利—全国の制度です—

@ 「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」があります(憲法25条)。雇用保険・年金などの社会保障制度を利用して生活に困り、自分のできることはするなどの条件を満たしている人は、生活保護制度によってこの生存権が保障されます。若い人でも家がなくても、誰でも無差別平等に受ける権利があります。

### 【生活保護をうける要件(条件)は?】

@ 要件としては、①生活にこまっていること。②資産や能力を活用すること(仕事)

できる人は、仕事をしたり、仕事さがしをすること。病気などで働けない人は仕事さがしをしなくてもいいです。)、③外国人の場合は、日本で定住や永住できる資格があること、が必要

### 【アパート生活をする自信がある人は、敷金などの支給も申請しよう】

アパート生活をする自信がある人で、生活保護でアパートに入ることを希望する人は、生活保護申請用紙の理由のらんに、「生活にこまっています。敷金支給によりアパートにはいたいです。」などと書きましょう。

### 【アパート生活に自信がない人は、まず生活保護施設に入るほうがよいでしょう】

#### 【生活保護を申請するときには、つぎのようなことを聞かれます】

- @ 福祉事務所は、本人名義の資産や収入、仕事さがしをしているか(みつからない場合は、やむをえません)、家族はいるかなどを確認したり、調査することになっています。
- @ 家族の援助は要件ではありません。長年連絡をとれていない人は、援助が期待できないですね。それでも大丈夫です。援助してくれる家族がいたら、その仕送り分だけ生活保護費が少なくなるだけで、生活保護は受けられます。

#### 【保護申請後、原則14日以内に保護決定 →認められたらアパート入居や施設入所】

- @ 福祉事務所は、原則として14日間の間に必要な調査や、アパート生活ができるか、働ける人は求職活動をしているかなどを検討し、生活保護を開始するのか、申請を却下するのかを決めねばなりません(特別な理由がある場合には30日以内に決定)。
- @ 厚生労働省は、審査中は緊急の宿泊場所を確保するように通知しています。
- @ 体調のよくない人は、病院にかかれます。

## 名古屋市の場合：生活保護か自立支援センター

#### 【福祉事務所は、自立支援センターなどを押しつけることはできません】

- @ 住居を失った人の場合、生活保護制度を利用する方法とホームレス自立支援施策

を利用する方法とがあります。シェルターや自立支援センターは、名古屋市が独自に行なっているもので、生活保護法と違って入所は権利ではありません（生活保護は権利）。

@ 生活保護にするか自立支援施策にするかは、皆さんが決めることです。

福祉事務所によっては、自立支援センター入所をしきりにすすめることがあります、生活保護を申請したい人は、生活保護を申請したいと、はっきりいしましょう。自立支援センターやシェルターへの入所を押しつけることは法律に反することです。

【「直接アパートに入れることはしていない」という福祉事務所はマチガッテいます】

2008年12月に名古屋市は、名古屋越冬実行委員会に、「面接時の聞き取り等により、施設入所等による生活状況の把握の必要性がなく、直ちに居宅生活が可能と判断できる場合には、敷金等を認定し、居宅において生活保護を行うこととしております。」と回答しています。アパート生活が可能で入居を希望する人は、生活保護施設に入りたくないとはっきりいしましょう。

【審査中は、原則一時保護所か緊急宿泊施設、あるいは特例福祉アパート】

@ 14日間福祉事務所が検討する間は、原則として一時保護所が満員の時は緊急宿泊施設（以下「緊泊」という）で寝泊りし、病院に行ったり仕事をさがしたりします。一時保護所や緊泊では、不十分ですが3食がでますし、1日230円の日用品費も出ます。

@ 旧社員寮を改装した「特例福祉アパート」を紹介される場合もあり、その場合、およそ3ヶ月以内（平均1ヶ月程度）に一般アパートをさがして生活保護費で入居します。

@ 新年は、生活していた地域の福祉事務所に行こう！

@ 12/29～1/3 越冬実行委員会、西柳公園（オケラ公園）で相談など活動中。

@ 12/25(金)～28(月)、1/4(月)～1/12(火)の平日は、中村福祉事務所にあります。

名古屋越冬実行委員会生活健康班／笹島診療所（052-451-4585）

名古屋市中村区則武2-8-13 笹島労働者会館3F

平日の火・金：9時半～12時半に、相談を受けています

越冬実仮設電話（西柳公園）：571-1108（12／28～1／3）